

令和5年度第1回山陽小野田市人権教育推進協議会 議事録

令和5年7月12日（水）午後2時～午後3時30分

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布資料の確認</li> <li>・委員22名中18名の出席で、本会議が成立することを確認</li> </ul>
	～辞令交付～
教育長	教育長あいさつ
委員	委員自己紹介
事務局	事務局自己紹介
事務局	<p>会長、副会長選出</p> <p>会長：高良 哲也委員</p> <p>副会長：草田 和枝委員</p>
会長 副会長	会長、副会長あいさつ
会長	議題の1番、「山陽小野田市人権教育推進協議会規則」について、事務局から説明してください。
事務局	<p>それでは、最初にこの山陽小野田市人権教育推進協議会の規則について簡単に説明します。</p> <p>要項「資料1」を御覧ください。第1条に「山陽小野田市の執行機関の附属機関に関する条例第3条の規定に基づき、山陽小野田市人権教育推進協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする」という、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例から抜粋したものを枠の中にいれて記載しています。</p> <p>第2条、本協議会委員は22人以内で、社会教育関係団体代表、学校代表、企業代表、自治会代表、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱または任命させていただいております。</p> <p>委員の任期は2年で、令和5年7月1日から令和7年6月30日までとなっております。欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。会長・副会長については先ほどお決めいただいたとおりです。</p> <p>会議について、次回からは教育委員会の請求に基づき、会長名でご案内させていただきます。また、委員の過半数の出席、そして出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるしております。以下、意見の聴取、結果の報告、庶務等について記載されています。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局から、「山陽小野田市人権教育推進協議会規則」についてのご説明をいただきました。</p> <p>それでは続きまして、2番の議題に移ります。「山口県人権教育推進の指針」について、こちらも簡単に説明をお願いします。</p>
事務局	お手元にお配りしています「山口県人権推進指針」を御覧下さい。

事務局	<p>1 ページの「指針の趣旨」を御覧下さい。下から4行目に書かれていますが、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、平成14年3月に策定されました。</p> <p>6 ページをお開きください。指針の基本理念とキーワードが記載されています。基本理念は「人間尊重」です。この「人間尊重」の基本理念に基づき、総合的に人権に関する取り組みを推進することができるように、3つのキーワード「じゅう」「びょうどう」「いのち」をかかげています。7 ページから9 ページにかけては、施策の推進について記載されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権を尊重した行政の推進</li> <li>2 人権教育及び人権啓発の推進</li> <li>3 相談・支援体制の充実</li> <li>4 分野別施策の推進</li> </ol> <p>となっています。</p> <p>4 番目の「分野別施策の推進」についてですが、11 ページの次、「本編資料」と書かれているページをご覧ください。男女共同参画に関する問題、子どもの問題、高齢者問題、障害者問題、同和問題、外国人問題など16ほどあげられています。</p> <p>これに関わることですが、平成28年に人権に関わる新しい法律ができました。「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の3法です。簡単に説明します。「障害者差別解消法」は障害のあるなしに関わらず、ともに生きる社会を実現するために「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮をしないこと」が差別になるとしています。「ヘイトスピーチ解消法」は、特定の民族に対する差別的言動を禁じるものです。「部落差別解消推進法」は、現在も部落差別は存在するという第1条から始まり、相談体制の充実や教育・啓発の実施、実態調査などをあげています。令和2年には、部落差別解消推進法第6条を受けて、報告書が法務省から出されました。200 ページを超える報告書ですが、お時間の許す時にぜひご覧になられたらと思います。</p> <p>次に「山口県人権推進指針の概要版」を御覧下さい。裏面になります。裏面に、県民・地域社会等のそれぞれの取組が書かれています。人権教育や啓発において、委員の皆様のような、人権教育について自主的な取組を活性化していただく方々の役割が大変重要となってきます。これらの資料につきまして、お時間のごさいます時にお読みいただけたらと思います。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。「山口県人権推進指針」についての説明をいただきました。</p> <p>では、要項に沿って進めます。議題3の今年度の「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、要項資料2のページを開けてください。「山陽小野田市人権教育推</p>

事務局	<p>進基本方針及び努力点」となっております。基本方針は、「一人ひとりが基本的な人権の意義や人権尊重の理念について正しく理解し、実践的な人権感覚や豊かな感性を身につけ、すべての人々の人権が尊重された心豊かな地域づくりを進める市民の育成を図る。そのために、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう人権教育を総合的かつ効果的に推進する。」です。これに加え、最後の行に、先ほど説明しました山口県人権推進指針を抛り所とすることが記載されています。</p> <p>学校における取組、地域社会における取組について、基本目標・努力点・具体的な取組が記されています。この資料も後ほど目を通していただけたらと思います。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきましたのが「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」についてでございました。ご説明いただいた内容について、皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>では、次の議題に移りたいと思います。議題4の今年度の「人権教育推進計画について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>要項「資料3」のページを御覧下さい。資料3のページに令和5年度の人権教育推進計画が載っております。</p> <p>まず、人権教育推進協議会の開催についてです。第1回は本日7月12日、第2回を10月～11月頃、第3回を2月に予定しております。次回の2回目の会議では、人権に関する作品から優秀作品を選考していただいたり、本協議会主催行事でもあります「ヒューマンフェスタさんようおのだ」についての説明等を行ったりしています。第3回は1年間の反省と次年度の方針等について協議していただきます。</p> <p>次に、「人権の花運動」と「市人権講座」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」については、後ほど市民活動推進課より説明がありますので、今は飛ばしておきます。</p> <p>その下の「人権教育研修会」についてご覧ください。「人権教育研修会」は、本協議会の委員の皆さんを対象にした研修会です。今年度は10月11日(水)に、山口南総合センターで開催される予定です。現地までの移動手段として、市のマイクロバスを利用予定ですが、例年行事がこの時期に集中するため、市のマイクロバスの利用が難しい場合もございます。また近くなりましたら、御案内をさせていただこうと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。令和5年度の計画についてのご説明がありました。ここまででご意見、ご質問がございましたら、挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、「人権の花運動」、「人権講座」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」について、市民活動推進課より説明をお願いします。</p>

<p>市民活動推進課</p>	<p>それでは、当課の人権啓発事業についてご説明いたします。主な事業としましては「人権の花運動」、「人権講座」、「ヒューマンフェスタ」の3事業となります。いずれも法務省の委託事業でございまして、山口県からの再委託という形で、当課が委託を受けて実施しております。市民活動推進課、社会教育課、そして人権教育推進協議会による共催のもと、宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会のご後援をいただいております。</p> <p>まず人権の花運動について御説明いたします。配布資料の内、令和5年度人権の花運動と書かれた1枚紙をご覧ください。人権の花運動は、例年、ひまわりの育成を通じて豊かな心を育むことを目的に、毎年、市内の2つの小学校を対象として取り組んでおります。昨年度は、須恵小学校と厚陽小学校にご協力をいただきましたが、今年度は、出合小学校と有帆小学校が対象校となっております。出合小学校は5月8日、有帆小学校は5月11日に、本市の人権擁護委員さんより、ひまわりの種を贈呈していただきました。後日、人権まもるくとあゆみちゃんの置き人形もお届けさせていただいております。出合小学校、有帆小学校のいずれも、学校のペースに合わせて、ひまわりの育成に取り組んでいただいているところです。</p> <p>次に人権講座ですが、様々な人権課題をテーマとして、例年夏頃に4回もの講座を開催しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、人数制限等があったため、会場開催に加えてオンラインを併用していましたが、今年度は会場開催のみで定員は40名程度とさせていただきます。</p> <p>今年度の人権講座につきましては、配付チラシをご覧ください。講座の日程や内容は資料の通りとなります。本日ご出席の人権教育推進協議会委員の各団体の皆様におかれましては、昨年度に引き続き大変恐れ入りますが、団体から各回1名以上の参加をいただきますよう、後日、依頼を改めてさせていただきますので、積極的な参加と周知にご協力をお願いいたします。</p> <p>最後に、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」ですが、今年度は12月9日土曜日の午後に市民館での開催を予定しています。人権に関する講演会の他、子どもたちによる人権啓発作品の展示、表彰式等を行います。主催は、市、教育委員会、本協議会の三者で市民活動推進課が窓口となります。詳しいことにつきましては、第2回の本協議会の際に、説明させていただく予定です。</p> <p>皆様と一緒に人権啓発に取り組んでまいりますので、今後引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ご清聴ありがとうございました。「人権の花運動」、「人権講座」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」について、ご説明をいただきました。それでは、委員の皆様、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。挙手にてお知らせいただけますか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。「各地区、地域交</p>

会長	<p>流センター、学校、企業等の取組」と「その他の活動」について続けて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「各地区、地域交流センター、学校、企業等の取組」についてですが、こちらの黄色い冊子をお手元に配布させていただいていると思います。こちらにつきましては、昨年度の取組を載せております。参考にさせていただきながら、今年度も取組をお願いいたします。</p> <p>その他の活動について説明いたします。資料の3に戻ってください。資料の3のその他の活動について説明いたします。</p> <p>まず、人権に関する作品の募集です。今年度も、市内の小・中・高等学校の児童生徒に人権に関する作品、標語とポスターの募集を学校を通じて行っています。一般の方には標語を募集いたします。応募された作品は第2回の本協議会にて審査をしていただく予定です。</p> <p>県の人権ふれあいフェスティバルは8月19日（土）に萩市民会館で開催されます。</p> <p>また、「平和のつどい」は、平成9年より市内の中学校で広島県原爆被害者団体協議会の方に講演をしていただいているものです。講師の方の実体験をもとにした講話を通じて、人間の尊厳や命を踏みにじる戦争の恐ろしさ、平和の大切さや「今を大切にしてほしい」というメッセージが生徒たちに伝わっているものと思います。今年度は11月8日に小野田中学校、11月24日に厚狭中学校で開催する予定です。以上です。</p>
会長	<p>はい、ご説明ありがとうございました。「各地区、地域交流センター、学校、企業等の取組」、「その他の活動」について、委員の皆様からご質問を受けたいと思います。挙手にてお知らせいただけますでしょうか。</p> <p>はい、よろしいようですので、次に行きたいと思います。それでは議題5に入ります。「人権教育事業計画書・報告書」についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>要項の「資料4」をご覧ください。「人権教育事業計画書・報告書」です。毎年、各小・中・高等学校、企業、地域交流センターの方々に提出をお願いしているものです。先ほど申しましたが、昨年度の各学校・地区・地域交流センター・企業等の取組実績をまとめたものが、この黄色い冊子となります。</p> <p>なお、地区代表の皆様につきましては、補助金の関係もごございますので、本協議会終了後、詳しい説明をさせていただきます。今年度は補助金の請求は8月11日としておりますので、期日までに請求をお願いします。また、「実績報告書」等は、年度末に提出していただき、まとめたものを冊子にしてお知らせいたします。その際には、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>はい、ご説明ありがとうございました。それでは、協議に必要な内容について、1から5まで議題を全て終了いたしました。それぞれにはご質問やご意見等がなかったようですので、ここまでとしようと思います。</p>

会長	<p>それでは、議題の6「その他」に入ります。全体を振り返ってみまして、ご質問やご意見等ございましたら、挙手にてお知らせいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>2点ほど質問があるのですが、まず、その他の活動の内容の中で、「山口県人権ふれあいフェスティバル」が萩市で行われるみたいですが、これは一般の申し込みはいるんですか。</p>
事務局	<p>申し込みにつきましては、また期日が近づいてきましたら、ご案内を申し上げます。</p>
委員	<p>それから、もう一つ。「平和のつどい」が市内の2中学校で行われるということですが、これは生徒さんのみの対象と言う形でいいんですか。それとも一般の方も。</p>
事務局	<p>例年、一般の方もご覧いただけますように、ご案内も作成しております。今年度も中学校と相談いたしまして、一般の方にもお知らせできるようであれば周知をかけようと思っております。</p>
会長	<p>ご質問ありがとうございました。まだお時間もあるようでございますので、何なりとご質問いただけたらと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>こういう会議と言うのは、大きな課題と言うか、悩ましい問題と言うのを絞り込んで話し合うための会議ではないかと思って出席させていただきました。</p> <p>今日、一つの流れの説明がありまして、我々委員としては何をしたらいいのか。後から、我々自治会の講習会の話が別途されるというのを聞いていますけど、今、地域運営組織が1つの課題で、私たちも何とか先に進めようとして思って試行錯誤してありますが、やっぱり人権の問題との絡みが出てくると思います。大きなテーマになると思うんです。</p> <p>我々地域としても、考えていかないといけませんので、山陽小野田市として、悩ましい問題、それから、我々委員として活動が必要だと思われるものがございましたら、ご教授いただければと思います。</p>
会長	<p>ご質問ありがとうございます。課題について絞り込んでいきたいということですが、事務局の方、行政の方から山陽小野田市として抱えている問題であるとか、人権と絡めながら、委員の意見を集約しながら解決に向かっていきたい課題の具体例がございましたら教えていただけますか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございました。委員の皆様のお力が大変必要となってきます。</p> <p>事務局としましては、先ほど説明をもう少ししておけばよかったと思うことがあります。人権推進指針の概要版のパンフレットをご覧ください。概要版の中にピンク色の枠があると思います。「分野別施策の推進」という枠があります。そちらの方に山口県から出ている16項目が載っております。山陽小野田市としましても、これらを踏まえて、16項目を個別に取り上げながら推進しております。この中からどれを取り上げたらよいかということに関しましては、地区で取り組まれる時に、相談に、私もぜひ参加させていただけたらと思いま</p>

事務局	す。各地区ごとの課題を一緒に考えながら取り組んでいけたらいいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。
会長	概要版にあります16に絞られた問題を地区に下ろした時に、それぞれでまた対応していく。その時に委員さんのお力を貸してほしいということでございますが、今の説明でよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。その他、お受けいたしますが、ご質問、ご意見ございましたら何なりとおっしゃっていただけたらと思います。 よろしいですかね。それではご協力いただきまして、ありがとうございました。なければ議題は以上となりますので、これをもちまして進行を事務局にお返ししたいと思います。
事務局	会長、ありがとうございました。それでは、終わりの挨拶を、社会教育課・課長より申し上げます。
社会教育課長	社会教育課長あいさつ
事務局	みなさま、本日はありがとうございました。今後とも御協力のほど、よろしく願いいたします。地区の皆様におかれましては、先ほどお伝えしました通り、事務連絡がございますので、今しばらくお席でお待ちください。 今日はありがとうございました。